

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人帝京科学大学
② 設置大学名称	帝京科学大学
③ 担当部署	総務課総務係
④ 問合せ先	03-6910-3770 / soumu@ntu.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 1 9 日（金）
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 2 9 日（月）
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.ntu.ac.jp/tust/zaimu/index.html
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念、教育目標等に関する情報は、ホームページ等を通じて積極的に公開し、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たすことができるよう努めている。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教学に関する重要事項を審議する部局長会の下に置かれた三つの方針検証専門部会において、各ポリシーの見直し等の実施・点検を行っており、教育の質の向上に継続的に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学に関する重要事項を審議する学長を議長とする部局長会、法令に定められた事項について意見を述べる教授会など、適切に対応している。 また、学長の補佐体制として、副学長及び学長補佐（教育・学生担当）・学長補佐（管理担当）を置き、大学の円滑な運営に当たっている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動に当たっては、事務職員が積極的に関与するなど教職協働体制の確保に努めている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に向けた研修等については、方針及び年次計画等を策定し、実施に努めている。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	理事会・評議員会の審議を経て決定した５年間の中期目標・計画は、個別計画及び評価指標（具体的方策）を定めている。今後は、学外有識者会議からの意見を聴取する予定である。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	企画評価係が管理・把握し、自己点検・評価委員会、部局長会で審議し、検証を行っている。また、理事会・評議員会に報告を行い、自己点検・評価書として公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材の育成に取り組むとともに、社会人特別選抜試験などの制度を設け、教育・研究に意欲のある希望者を受け入れるよう努めている。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携推進センターを中心に本学教員の専門性を活かした連携事業の推進に努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍等の多様な背景を持つ学生、教職員の受け入れに努めている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員（理事・監事）及び評議員等への登用に配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」、「理事選任機関運営規程」に定め、理事長・代表業務執行理事・理事の職務を「理事職務規程」に定め、明確にしている。 理事の選任にあたっては、寄附行為及び理事選任機関運営規程に則り、適切に行っている。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	関係法令及び寄附行為に従い、適切な運営を行っている。理事長及び代表業務執行理事からの職務の執行の報告は評議員会においても行うなど、協働体制の確保に努めている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適切な運営に係る情報提供等に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準は「寄附行為」に定め、適切に行っている。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び	「監事監査規程」及び「内部監査規程」を定め、適切

内部監査室等の連携	な連携体制を整備している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事業務を支援するため情報提供等に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法等は「寄附行為」に定めている。評議員の選任にあたっては、寄附行為に則り、適切に行っている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	関係法令及び寄附行為に従い、適切な運営を行っている。理事長及び代表業務執行理事からの職務の執行の報告は評議員会においても行うなど協働体制の確保に努めている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適切な運営に係る情報提供等に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理規程」を定め、理事長をリスク管理最高責任者、代表業務執行理事をリスク管理総括責任者とし、法人内のリスク管理体制を整備している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「帝京科学大学教職員行動指針」を定め、法令遵守の体制整備に努めている。法令及び法人内の諸規程に違反するような行為又はそのおそれがある行為等が生じた場合には公益窓口の設置など公益通報体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令等に定めがない情報についても、自主的な情報公開に努め、透明性の高い法人・大学運営に取り組んでいる。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	対象者に対応して、ガイドブック、各種パンフレット、ニューズレター、SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Youtube など）の公開の工夫に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明